

第4次箱根町子ども読書活動推進計画（素案）

令和7年3月
箱根町教育委員会

目 次

第1章 子ども読書活動推進計画について

- 1 子どもの読書活動の意義 1
- 2 国・神奈川県・箱根町の動向 1

第2章 第3次計画期間中の取組

- 1 幼児学園・保育園・幼稚園における取組 2
- 2 小学校・中学校における取組 2
- 3 ボランティアにおける取組 4
- 4 社会教育センターにおける取組 4
- 5 関係機関・団体等の連携・協力による取組 5

第3章 第4次計画の基本的な考え方

- 1 基本方針 6
- 2 計画の位置づけ 6
- 3 計画の期間 6

第4章 第4次計画の具体的な取組

- 1 幼児学園・保育園・幼稚園における取組 7
- 2 小学校・中学校における取組 7
- 3 ボランティアにおける取組 8
- 4 社会教育センターにおける取組 8
- 5 関係機関・団体等の連携・協力による取組 9

参考資料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律 10
- 2 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 12
- 2 箱根町子ども読書活動推進会議設置要綱 16
- 3 箱根町子ども読書活動推進会議委員名簿 17

第1章 子ども読書活動推進計画について

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。読書をすることで心が整い明日への活力を得ることができる、つらく悲しい時に読書が大きな支えになった、といった経験を持つ方々が多く存在し、読書の楽しさをわかちあうことは大きな喜びとなります。近年では、人口の減少、国際情勢の動き、デジタル技術の進展など、社会が急速に変化し、複雑で予測困難な時代となっており、こうした時代に対応していくために、読解力や想像力、表現力等を養うことができる読書活動は、ますます重要なものとなっています。これからも、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境を整備し、地域社会全体で読書活動を推進していくことが必要です。

2 国・県・町の動向

国では、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年に第二次基本計画、平成25年に第三次基本計画、平成30年には第四次基本計画を策定しました。また、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行され、令和4年に第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定された後、令和5年に第五次基本計画を定めました。

神奈川県では、平成16年に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を、平成21年に第二次計画、平成26年に第三次計画、平成30年に第四次計画、令和6年に第五次計画を策定しました。

箱根町では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び神奈川県の「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を基本として、平成21年に「箱根町子ども読書活動推進計画」を、平成27年に第2次計画を、令和2年に第3次計画を策定し、子どもの読書活動の推進に向けた取組を行ってきました。第3次計画が令和7年3月で終了することから、引き続き読書活動の推進を図っていくために、令和7年度を初年度とする「第4次箱根町子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

第2章 第3次計画期間中の取組

第3次計画期間である令和2年度から5年間の成果と課題について、「箱根町子ども読書活動推進会議」において検証し、その結果を踏まえた上で第4次計画を策定します。

1 幼児学園・保育園・幼稚園における取組

幼児学園・保育園・幼稚園では、教職員による読み聞かせを、毎日1日1回以上行っています。ひざの上や1対1で読み聞かせを行うなど、きめ細やかな対応によって、ふれあいの時間を大切にしています。また、保護者や地域のボランティア、小学生による読み聞かせも取り入れています。

絵本コーナーを各園で設置し、子どもの興味や関心に合った本、季節の絵本を購入してコーナーを作るなど、選書と展示に工夫をしています。また、家庭（園児）への貸出も行っています。

保護者に対しては、園だより等で「読み聞かせの大切さ」や「子どもたちは絵本が大好きであること」を伝えるようにしています。また、教職員間、幼児学園・保育園・幼稚園間で、情報交換を行い、子どもの読書活動の推進について共通認識を持つようにしています。

【成果】

読み聞かせボランティアや小学校教職員から、「読み聞かせ」の場において、児童は低学年の頃から既に聴く姿勢が身についているという声があり、また、移動図書館の巡回を楽しみにしている園児もいて、日ごろから、園児たちが絵本に親しみ、楽しんでいる様子が伺えます。園での様々な読み聞かせや、家庭への働きかけによって、読書のよろこびや大切さが、子どもたちと保護者に浸透しているものと考えられます。

【課題】

読書についてのアンケート調査（以下、アンケート調査とする）では、1ヶ月の読書冊数が0冊の割合と、家での読書時間が0分の割合が少しずつ増加しています。保護者からは、絵本コーナーの更なる充実を求める意見もありました。また、読書への興味を多くの保護者に持ってもらえるように、園の教職員から発信し続けていくことが必要です。

2 小学校・中学校における取組

小学校・中学校では、朝の時間の10～15分間を読書時間に設定しています。学習時間に課題が早く終わった時や、給食配膳時間・終了までの時間など、隙間時

間に読書ができるように、各自がブックバックを常備しています。

学校図書館では、古い本を廃棄し、教科書に関連する本や、各教科に必要な本、SDGsに関する本などを新たに購入しました。さらに、学級文庫の充実や、廊下や教室近くに図書コーナーを設けて、より身近に本を置くようにしました。

本の紹介等に関しては、教職員、ボランティア、図書委員等のおすすめ本を、学校図書館や昇降口（玄関）に展示しました。読書月間（週間）には、全児童が書いたおすすめ本カードを掲示したり、本の紹介POPを作成・交換しました。中学校の国語の授業では、おすすめ本を紹介し合ったり、ビブリオバトルを実施しました。

支援を必要とする子どもたちに対しては、学校図書館の書架表示にイラストを貼る、分類別にシールで色分けする、リーディングトラッカーの常備・貸出をする、といった取組を行いました。

学級通信などで、家庭での読み聞かせや音読への協力を呼び掛ける、学校公開日に合わせて、おすすめ本の紹介を昇降口に展示するなど、保護者へ向けての働きかけを行いました。

学校間での情報交換、各小学校で購入した本を巡回させる「ブックシェア」、社会教育指導員による学校図書館訪問、移動図書館巡回時における児童への利用促進の呼びかけなど、相互に連携して様々な取り組みを行いました。

【成果】

アンケート調査では、家での読書時間が0分と回答した割合が、令和6年度においては、小学1～3年生では21.2%、小学4～6年生では31.7%、中学生では37.6%であるのに対して、学校での読書時間が0分と回答した割合が、小学1～3年生では13.6%、小学4～6年生では9.8%、中学生では4.3%と少なくなっています。学校で設定している読書時間が、一日のなかでの読書時間確保に重要な役割を果たしています。中学校では、学校図書館の利用頻度について、「行かない」と回答した生徒の割合が減少傾向にあります。学校図書館の本の整備（小説・文庫本を新しく買い替えたこと等）が、利用の増加につながったものと考えられます。

【課題】

1ヶ月の読書冊数が0冊と回答した児童・生徒の割合が、全体的に増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、行動に制限が無くなってきたことや、スマートフォンの普及によりSNSや動画閲覧などに費やす時間が増加したことで、読書への興味・関心が薄れ、読書時間の確保が難しくなっていることが要因と推測されます。また、保護者が読書活動への興味・関心を持てるように、学校側からの働きかけが求められています。

3 ボランティアにおける取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、保護者・地域のボランティアによる、各園・各学校での読み聞かせが実施できない状況が長く続きましたが、令和5年度以降は、少しずつ再開されています。中学校のボランティアでは、本を通して箱根の歴史を身近に感じてもらえるような活動を展開しています。

【成果】

アンケート調査では、園や学校での読み聞かせに対する感謝の言葉が、児童と保護者から寄せられました。社会教育センター図書室の蔵書を利用されたボランティアの方からは、園児・児童の反応や、読み聞かせで好評だった本について報告をいただくなどフィードバックがなされています。

【課題】

新たにボランティア活動に参加する保護者が増えつつありますが、地域ボランティアも含めて、さらなる人員の増加が求められます。

4 社会教育センターにおける取組

社会教育センターでは、移動図書館による図書の貸出を、各園・各学校で行っています。新刊書を中心に、絵本や物語の本、利用の多いシリーズ本などを購入し、蔵書の充実を図りました。新着図書やおすすめ本は、毎月広報誌や展示コーナーで紹介しています。子どもが参加する行事や教室では、プログラムの一部に読み聞かせを取り入れました。4か月健診で赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントする「ブックスタート」に加えて、読書離れの防止と移動図書館の利用促進を目的として、小学校・中学校入学時に本をプレゼントする「ブックセカンド」、「ブックサード」を令和2年度から開始しました。令和5年度には図書館システムの更新を行い、借りた本の題名をシールに印刷できる機能を追加して、希望者に「読書アルバム」（冊子）の配布を開始しました。

【成果】

移動図書館の巡回にあたり、各園・各学校の協力を得て日程の調整を行い、巡回日数の確保ができました。巡回時には、アンケート調査の結果や書店等のベストセラー情報を基に選定・購入した本が多く利用されました。新しい試みである「ブックセカンド」、「ブックサード」は新1年生に好評でした。

【課題】

令和3年度に貸出冊数・貸出人数が一旦増加しましたが、特に移動図書館での貸出減少が続いています。また、年数を経過した図書の廃棄、書棚に並んでいる図書

の入替などを計画的に行うなど、蔵書を適正に管理していく必要があります。

5 関係機関・団体等の連携・協力による取組

「箱根町子ども読書活動推進会議」において、子どもの読書活動の推進について協議・検討を行いました。

「箱根学校図書教育推進委員会（令和4年度まで開催）」では、運営委員会会議の開催と、各小学校で購入した図書を3校間で巡回させる『ブックシェア』や、学校教育課が配布するブックガイドの中で、児童・生徒から要望が多かった本を社会教育センターの蔵書として購入する『希望図書リクエストカード』など、関係機関が連携した取組を行いました。

【成果】

「箱根町子ども読書活動推進会議」では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、書面開催の会議となったこともありましたが、園・学校・ボランティア・生涯学習課の代表者が会議に出席し、直接意見を交わすことができる貴重な機会となっています。「箱根学校図書教育推進委員会」では、事務局校の校長先生・教頭先生、各学校の図書担当教職員、学校教育課担当職員、社会教育センター担当職員が運営委員会会議に出席することで、情報共有や交流を深めることができました。『ブックシェア』や『希望図書リクエストカード』の取組は、令和5年度以降も継続して行っています。

【課題】

図書ボランティアの方々、各園・各学校の教職員等、多くの方々が幅広く参加できるような学習・交流の機会を設けていくことが求められています。

第3章 第4次計画の基本的な考え方

1 基本方針

本計画は、第3次計画の基本的な考え方を引き継ぎ、次の3つを基本方針として子どもの読書活動の推進を目指します。

- (1) 子どもが読書に親しむための環境づくり
子どもが発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、家庭、地域、学校等において、読書に親しむことができる環境づくりに努めます。
- (2) 子どもが読書に親しむための情報収集・発信
子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を高めるよう情報収集・発信を行い、広く普及啓発に努めます。
- (3) 子どもの読書活動を推進する体制の整備
関係機関・団体が連携・協力することによって、町全体で子どもの読書活動を効果的に推進していくことに努めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）第9条第2項の規定に基づくものであり、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次計画）」（令和5年）及び「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」（令和6年）を基本として策定するものです。

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第4章 第4次計画の具体的な取組

1 幼児学園・保育園・幼稚園における取組

乳幼児期に読書の楽しさを感じることで、読書習慣の基礎が形成されます。園児が絵本や物語に親しむ活動を日常的に行うことと、保護者に対して「読み聞かせ」の大切さや意義を伝えていくことが、幼児学園・保育園・幼稚園に期待されています。

- (1) 教職員、ボランティア等による「読み聞かせ」を積極的に実施します。
- (2) 絵本の購入・展示・入替に加えて、園児が自由に絵本を手に取り楽しむことができるスペースの確保など、絵本コーナーの環境整備に努めます。
- (3) 家庭での「読み聞かせ」など、保護者と園児が一緒に本を楽しめるように、絵本の貸出を行います。
- (4) 多様な子どもたちの読書機会を確保するために、視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）や多言語対応の図書等の整備について研究・検討していきます。
- (5) 乳幼児期における絵本との出会いと家庭での「読み聞かせ」の重要性について、園だよりや行事等の機会を活用して、保護者への啓発を行い、不読率の低下に努めます。
- (6) 教職員が研修会・講座へ参加して、子どもの読書活動への理解を深め、資質の向上に努めます。

2 小学校・中学校における取組

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。児童・生徒の自主的、自発的な読書活動の充実、学校図書館の計画的・継続的な利活用に対する支援が求められています。

- (1) 「朝読書」等の全校一斉の読書活動の実施により、読書時間の確保に努めます。
- (2) 学校図書館の資料の充実と、配架・展示の工夫など環境整備に努めます。
- (3) 身近に自由に本を手にとることができる「図書コーナー」の設置や学級文庫の充実を図ります。
- (4) 電子書籍の利用等、デジタル社会に対応した読書環境の整備について研究・検討していきます。
- (5) 教職員、児童・生徒、保護者等による推薦図書コーナーの設置に努めます。
- (6) 本の紹介カードの作成・掲示、授業・集会活動での発表など、子ども同士で本を紹介しあう場を増やします。
- (7) 保護者・地域のボランティアによる「読み聞かせ」や「おはなし会」を実施す

るなど、子どもたちが本に親しむ機会を設けます。

- (8) 支援を必要とする子どもたちの実態に即した読書指導の展開、アクセシブルな電子書籍等や多言語対応の図書等の充実等、環境の整備に努めます。
- (9) 入学時に学校図書館のオリエンテーションを実施するなど、学校間移行段階での支援に努めます。
- (10) 子どもの意見聴取の機会を確保し、図書委員会活動等における子どもの学校図書館の運営への主体的参画と、児童・生徒による園児や低学年児童への「読み聞かせ」の実施など、児童・生徒の自主的な読書活動を支援します。
- (11) 学校だよりや学校のホームページ、家庭教育講座等の機会を活用し、子どもの読書活動の意義と重要性について情報発信を行い、保護者への啓発に努めます。
- (12) 教職員が研修会・講座へ参加して、子どもの読書活動への理解を深め、資質の向上に努めます。
- (13) 学校図書館担当教諭を中心として、学校全体で子どもの読書活動を推進していきます。
- (14) 社会教育指導員やボランティアと連携して、学校図書館の活性化を図ります。
- (15) 学校間及び学校教育課・生涯学習課との連携・協力を進めます。

3 ボランティアにおける取組

園・学校等での「読み聞かせ」をはじめとするボランティア活動は、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供するなど、子どもの読書活動の推進の大きな原動力となっています。また、子どもたちは、ボランティアとのふれあいが、心豊かなひとときを過ごすことができる貴重な体験となっています。

- (1) 幼児学園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、子育て支援施設、社会教育センター等で「読み聞かせ」や「おはなし会」を実施します。
- (2) 各園の「絵本コーナー」、学校図書館等の環境整備に協力します。
- (3) 学校・PTA等と協力して、保護者や地域にボランティア活動への参加を呼びかけます。
- (4) 研修会・講座へ参加して、子どもの読書活動への理解を深め、資質の向上に努めます。

4 社会教育センターにおける取組

公民館図書室は、地域における子どもの読書活動を推進していく上で中心的な役割を果たすことが求められています。

- (1) 児童書の計画的な購入により、蔵書の充実を図ります。

- (2) 親しみやすく利用しやすい雰囲気の公民館図書室を目指して環境整備に努めます。
- (3) 多様な子どもたちの読書機会を確保するために、アクセシブルな電子書籍等や多言語対応の図書等の整備について研究・検討していきます。
- (4) デジタル社会等に対応した、電子書籍貸出サービス（電子図書館）などについて、研究・検討していきます。
- (5) 移動図書館の運行を継続し、社会教育センターに来館することが難しい地域に住む子どもたちやその保護者へのサービス提供に努めます。
- (6) 館内での図書紹介の展示を充実させて、子どもが多様な本に出会う機会を提供します。
- (7) 職員による「読み聞かせ」や、ボランティアと連携による「おはなし会」の開催に努めます。
- (8) 広報誌、ホームページを活用して、新着図書・推薦図書を紹介するとともに、図書室・移動図書館の利用促進や保護者への啓発に努めます。
- (9) ブックスタートを継続して、絵本を介したふれあいの大切さを伝えるとともに、子どもの読書活動の意義と重要性について保護者への啓発に努めます。また、入学時に新1年生へ本をプレゼントするブックセカンド・ブックサードも継続し、児童・生徒が読書に親しむ機会の提供に努めます。
- (10) ボランティアの研修・交流機会の提供について検討し、ボランティアへの支援と育成に努めます。
- (11) 研修会・講座へ参加して、子どもの読書活動への理解を深め、資質の向上に努めます。

5 関係機関、団体等の連携・協力による取組

町全体で子どもの読書活動を推進していくためには、家庭、幼児学園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、ボランティア、社会教育センター、関係各機関等が相互に協力し連携を強化していくことが重要です。

- (1) 「箱根町子ども読書活動推進会議」において、本計画の進捗状況を確認し、必要な見直しと改善についての協議や、子どもの読書活動の推進に関わる意見や情報の交換を行います。
- (2) 学校間及び学校教育課・生涯学習課との連携・協力を進めます。

参考資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日（法律第百五十四号））

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけ

る子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当り、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当っては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

第一章 総則

（目的）

第一条この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上

の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

箱根町子ども読書活動推進会議設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、箱根町における子どもの読書活動を推進するため、箱根町子ども読書活動推進会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織・運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 「箱根町子ども読書活動推進計画」の策定、進捗状況の確認及び成果の検証に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 読書に関するボランティア又はサークルの代表
 - (2) 小学校・中学校の教職員
 - (3) 幼児学園・保育園・幼稚園の教職員
 - (4) 生涯学習を担当する職員（教育委員会生涯学習課）
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱時に開催される会議は、教育長が招集する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

箱根町子ども読書活動推進会議委員名簿

	氏 名	備 考
委員長	金指 和子	湯本小学校 ボランティア
副委員長	高橋 美穂	箱根中学校 ボランティア
委 員	瀬戸 忠一	箱根の森小学校 ボランティア
〃	南 美沙代	仙石原小学校 ボランティア
〃	吉澤 健吾	湯本小学校 教諭
〃	北川 美穂	仙石原幼児学園 副園長
〃	内田 秀臣	生涯学習課長

第4次箱根町子ども読書活動推進計画

令和7年3月

発行 箱根町教育委員会

〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本2-6-6

電話 0460-85-7601